平成２２年（フ）第１００７号
神戸市灘区灘北通３丁目１番14―303号
債務者　入木　幸一
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１００８号
神戸市灘区灘北通３丁目１番14―303号
債務者　入木　美佐
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１号
広島県尾道市高須町5260番地５
債務者　島田　隆二
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１１２号
広島県尾道市高須町5260番地５
債務者　島田　綾子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第４２６号
愛媛県松山市辻町13番15号　サンハイツかねこ306号
債務者　仲矢　豊一
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６３号
愛媛県越智郡上島町岩城1929番地
債務者　濱田　伸二
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第６９号
愛媛県今治市室屋町５丁目１番７号
債務者　渡邊　　正
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第９０号
福岡県飯塚市堀池140番地２
債務者　村瀬　章允
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１５号
大分県速見郡日出町1387番地１
債務者　本田　勝義
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
大分県国東市国東町治郎丸491番地１ロイヤルグリーンパーク国東302号
債務者　是松紗記子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第２７２号
宮崎市月見ケ丘７丁目11番27号　クリーンハイツ107号
債務者　橋口　優子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６６号
宮崎県小林市細野4545番地３
債務者　皆越　健二
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１７１号
宮崎県えびの市大字末永2911番地
債務者　岩下　和彦
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第５４号
長野県飯田市大瀬木1971番地１　市営住宅Ｂ―106号
債務者　鈴木　和美
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第６０号
長野県飯田市鼎下山1257番地２
債務者　金田　里美
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第２３７８号
愛知県春日井市天神町26番地４
債務者　滝川　恵美
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５１号
愛知県安城市高棚町井荒井209番地２
債務者　小池　敦夫
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５５２号
愛知県安城市高棚町井荒井209番地２
債務者　小池　静代
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係